

新居浜市地域密着型サービス運営委員会

兼 新居浜市地域包括支援センター運営協議会

委員名簿（五十音順）

	団体名	氏名
1	愛媛県看護協会	石橋 保枝
2	新居浜市保健センター	伊藤 美幸
3	新居浜市老人クラブ連合会	小野 清
4	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	岸 治代
5	新居浜市連合自治会	坂上 公三
6	新居浜市歯科医師会	白石 亨
7	新居浜市社会福祉協議会	白石 亘
8	新居浜市医師会	知元 正行
9	新居浜市連合婦人会	續木 明美
10	新居浜市訪問介護事業所職員連絡会	土岐 智恵美
11	新居浜市民生児童委員協議会	野口 敏子
12	新居浜市国民健康保険運営協議会	三木 由香里
13	学識経験者（愛媛県立医療技術大学）	宮内 清子
14	愛媛県社会福祉士会	山本 豪

【第3節】 地域包括支援センター運営協議会の役割

包括センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として、市町村（保険者）に地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が置かれます（介護保険法施行規則第140条66第2号ロ）。本節では、運営協議会の運営体制や期待される役割等について述べます。

（参考）介護保険法施行規則第140条66第2号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

1 地域包括支援センター運営協議会の運営体制

運営協議会については、以下のような設置基準等が定められています。一方、実際に運営協議会にどのような構成員を何名置くか、開催の頻度（回数）をどうするか、分科会を設置するか、介護保険運営協議会等を兼ねるか等の詳細については、市町村（保険者）の裁量に委ねられています。

したがって、市町村（保険者）では、どうすれば後述する運営協議会に期待される役割を果たしうるかを検討し、運営体制等を定めていく必要があります。

1.1 地域包括支援センター運営協議会の設置基準

原則として、市町村ごとにひとつの運営協議会を設置しますが、複数の包括センターを設置している市町村の場合には、地域の実情に応じて、例えば包括センターごとに設置することも考えられます。複数の市町村により共同で包括センターを設置する場合には、運営協議会についても共同で設置することができます。

1.2 地域包括支援センター運営協議会の構成員等

運営協議会の構成員については、次の①～④を標準とし、包括センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村长（特別区の区長を含む。）が選定します。なお運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましいとされています。

- ①介護サービスおよび介護予防サービスに関する事業者および職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）
- ②介護サービスおよび介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号および第2号）
- ③介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任されます。

2 地域包括支援センター運営協議会の役割と所掌事務

2.1 地域包括支援センター運営協議会の役割

運営協議会には、包括センターが行う業務の評価を行って意見を述べ、包括センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指す役割が求められています。

運営協議会と包括センターは、公正・中立の面に関しては両者の置かれた立場は異なりますが、その一方、適切な運営という面では、両者は地域包括ケアの推進に向けて協力し、協働する関係にあるといえます。

したがって、適切な運営面に関する「評価」では、支援的かつ協働的であることが望まれます。つまり、包括センターがどのような目標をもって業務に取り組み、どのような成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力して明らかにしていくことが重要です。

そして評価結果を次年度の事業に反映したり、よい取組を他の包括センターにも拡大したり、包括センターに対する必要な支援を提言および実施したりすることが期待されます。包括センター業務を委託している場合には、よりよい委託先の選定や委託先のマネジメントや支援につながるよう提言していくこととなります。市町村（保険者）が包括センターに提示した業務の実施方針（p.30参照）に基づいて、事業が適切に実施されているかどうかについても、必要な基準を作成したうえで評価し、不十分な点等があれば、その改善の方策をとる必要が探ることが必要です。

こうした評価や検討を行うために、運営協議会は毎年度包括センターより次の書類の提出を受けることとなります。また公正・中立を確保しつつも、適宜、運営協議会に包括センターの同席を求めてヒアリングを行う等して、十分な連携を図る必要があります。

- ①当該年度の事業計画書および収支予算書
- ②前年度の事業報告書および収支決算書
- ③その他運営協議会が必要と認める書類

また、運営協議会には、包括センターに対する評価や検討のみならず、責任主体である市町村（保険者）に対する評価も行うことが求められます。

地域包括ケアシステムの構築（p.13参照）に向けては、PDCAサイクルのプロセスでの計画と評価（p.71参照）により包括センターの事業の質を高めることが重要であり、運営協議会や運営協議会を構成する事業者・団体や住民等には、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・処置（Act）の各項目について役割を果たし、地域包括ケアシステム構築の推進力のひとつとなることが期待されています。特に、地域包括ケアの基盤整備や地域の関係者間のネットワーク構築を行う等、包括センターの運営や活動を支援していくことは重要です。

一方、市町村（保険者）および包括センターの職員は、その運営が常に運営協議会の関与、すなわち地域の意思に基づいて行われるものであることを十分に認識しておくとともに、前述のような運営協議会の役割を理解しておく必要があります。

2.2 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

運営協議会は次に掲げる業務を所掌することになります。以下、順次解説します。

《図表1-22 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務》

①包括センターの設置等に関すること	圏域の設定	
	業務の法人への委託	
	業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施	
	第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援を委託できる居宅介護支援事業所の選定	
	公正・中立性の確保に関すること	
②包括センターの行う業務の方針に関すること	市町村が示すこととされている、包括センターが行うに係る方針が適切かどうか市町村に対して意見を述べるものとする	
③包括センターの運営に関すること ※市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成したうえで、定期的または必要時に包括センターの事業内容等を点検・評価します	運営全体に関するもの	組織・運営体制 ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか ・担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか ・ランチ等との連携の向上につとめているか
		個人情報の保護 ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか
		利用者満足の向上 ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
		公平性・中立性の確保 ・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
	個別の業務に関するもの	総合相談支援業務 ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか
		権利擁護業務 ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
		介護予防に係るケアマネジメント ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか
		市町村事業との連携 ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
	④包括センターの職員の確保に関すること	包括センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
⑤その他の地域包括ケアに関すること	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う	

①地域包括支援センターの設置運営に関すること

包括センターには、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の圏域ごとに、保健師（準ずる者を含む）1名、社会福祉士（準ずる者を含む）1名、主任介護支援専門員（準ずる者を含む）1名を置くこととされています（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ）。この3職種・3名が標準の配置ですが、「市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合」には減員できます（同条第1号ロ）。この判断に運営協議会は関わることになります。また、包括センターの増設が必要と考えられる場合には、その旨を提言する役割を担っています。

また、包括センターへ事業を委託する場合には、委託先の選定が適切・公正・中立かどうかの判断にもかかわります。包括センターが第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援における方のケアプラン作成を指定居宅介護支援事業所（外部の介護支援専門員）に委託する場合には、その委託先の選定が適切・公正・中立かどうかの判断にもかかわります。

②地域包括支援センターの行う業務の方針に関すること

包括センターへ事業を委託する場合には（p.64参照）、市町村（保険者）は委託先の法人に、事業の実施方針を示すことになります（介護保険法第115条の47第1項）（p.30参照）。

その方針に記す内容としては、介護保険法施行規則のなかで9項目が提示されています（介護保険法施行規則第140条の67の2）。この9項目を参考に、地域の課題や将来を見据えて、方針が適切か、過不足はないか等を検討し、意見を述べることになります。また、よりよい委託先のマネジメントや支援につながるよう提言していくことが重要です。

提示された9項目には「その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針」が掲げられています。運営協議会は事業者・団体や住民等さまざまな立場の方により構成されますので、その特性を活かして、日頃の活動や生活に根ざした建設的な提言を行っていくことが求められます。

なお、包括センターを市町村（保険者）が直営で実施する場合も同様に、包括センターの業務の実施方針を確認し、建設的な提言を行っていくことが期待されます。

③地域包括支援センターの運営に関すること

包括センターへ事業を委託する場合、委託先の法人が居宅介護支援事業やその他関係事業を行っている場合があります。したがって公正・中立が確保されているかどうかを確認することになります。その際、自法人への委託の多寡を問題にするのではなく、利用者の利便性や自立支援の観点に照らして、利益を損ねるような事態が生じていないかを確認することが必要です。

また、事業計画の進捗や地域連携の仕組みづくりの状況や、包括センターの4つの業務等（p.60参照）と呼ばれる「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防ケアマネジメント」（それぞれ第2章～第5章で詳解）が適切に実施できているかどうかを評価することになります。包括センターの事業計画と評価の流れ（PDCAサイクル）

で見ると(p.71参照)、評価(Check)や処置(Act)に該当します。

前述の通り、この評価では取組の成果や課題を明らかにし、その結果を次年度の事業に反映したり、よい取組を他の包括センターにも拡大したり、包括センターに対する必要な支援を提言・実施したりすることが重要です。これは包括センターが委託の場合も、直営の場合も同様です。

包括センターが委託の場合には、市町村(保険者)による支援が適切かどうかについても意見を述べる必要があるため、市町村(保険者)による支援の成果や課題を明らかにし、次年度以降の展開につなげていくことが期待されます。

④地域包括支援センターの職員の確保に関すること

包括センターが必要な職員を確保するのが困難な場合には、適宜、運営協議会の構成団体が派遣等の協力を行う等して、必要な職員確保を図り、包括センター業務の円滑な実施を支援することが期待されます。

(参考)

介護保険法115条の46

- 5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。
- 6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

地域包括支援センターの設置運営について

3 市町村の責務

(1)設置

①適切な人員体制の確保

センターの運営に当たっては、地域における～(中略)～センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制を確保する必要がある。

7 地域包括支援センター運営協議会

(3)所掌事務

③センターの運営に関すること

a 組織・運営体制

- ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか

④センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

上記から、包括センターが適切に運営されるためには、地域の実情等をふまえて、設置主体である市町村が条例で職員の員数を定め、地域包括支援センター運営委員会が職員確保の調整を行うと読み取れます。

包括的支援事業の拡がりを地域包括ケアの推進につなげるために、包括センターから地域の実情を運営委員会や行政にきちんと伝達し、それを受けて、行政や運営委員会が包括センターの体制に関して協議等を行う必要があります。

⑤その他地域包括ケアに関すること

地域包括ケアシステムを構築していくうえでは、運営協議会が、地域包括ケアの基盤整備や地域の関係者間のネットワーク構築に、積極的にかかわることも重要です。

運営協議会を構成する事業者・団体・個人が、運営協議会を通して地域の現状や課題を把握し、地域包括ケアシステム構築に向けて、それぞれの事業者・団体・個人として何ができるか・何が必要かを考え、主体的な活動につなげていくことが、地域包括ケアの基盤をつくることになります。

また、市町村、包括センター、事業者、団体、個人が必要な役割分担・連携を行うことが、地域に住む住民一人ひとりの権利や尊厳ある生活の保持につながります。それが真のネットワーク構築です。

このような意味での「地域包括ケアの基盤整備」や「地域の関係者間のネットワーク構築」を実現するための創造的な話し合いを行うことが、運営協議会には期待されています。

また、地域包括支援ネットワーク構築にあたっては、地域ケア会議（p.78参照）が重要な役割を果たすことから、必要な内容・頻度・開催範囲にて地域ケア会議が開催されるよう、運営協議会としても協力・支援することが求められます。なお、地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、運営協議会を地域ケア会議とみなすことができます。

2.3 地域包括支援センター運営協議会の活用事例

以下では工夫しながら、運営協議会を開催している例について紹介します。

事例紹介

*効果的な活用（A市）

A市では、介護保険運営協議会が地域包括支援センター運営協議会を兼ねて運営されています。その構成は、介護に関し学識または経験を有する者として弁護士や大学教授、医師会や歯科医師会代表、居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者、公募による第1号被保険者と第2号被保険者等の総勢14名となっています。

介護保険運営協議会は基本的には月1回の実施ですが、その他にも地域包括ケア計画策定等の審議の必要に応じて、開催回数の増減があり、さらに状況に応じて部会も適宜開催されます。年間の審議に、介護保険事業の運営や包括センターの運営を評価する回を設けています。

○ 新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、新居浜市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの業務の法人への委託等に関すること。
- (3) センターの運営状況に関する事項
- (4) センターの職員の確保に関する事項
- (5) その他地域包括ケアに関する事項

(組織)

第3条 運営協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

○ 新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項に規定する措置として、新居浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市において地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき並びに地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき、市長に意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(組織)

第3条 運営委員会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ケアマネジメント延べ件数 (12 月末) 5,109 件
参考; 介護予防支援延べ件数 (12 月末) 11,068 件

(2) 一般高齢者介護予防事業

① 介護予防教室「元気もりもり教室」

圏域	委託事業者	開催場所	説明会	評価会議	評価対象者 (要注意)	教室実 施期間	参加 人数
川西	東京ネバーラン ドえひめ	総合福祉 センター	6/2	事前; 6/23 事後; 10/13	4 人 (5 人)	7/7~ 9/23	11 人
上部 東	ふたば会	角野 公民館	7/2	事前; 7/27 事後; 11/9	9 人 (5 人)	8/6~ 10/22	24 人
上部 西	新居浜医療福祉 生活協同組合	大生院 公民館	9/1	事前; 9/30 事後; 1/14	6 人 (5 人)	10/6~ 1/5	14 人
川東	愛媛医療生活協 同組合	高津 公民館	10/1	事前; 10/29 事後; 2/9	1 人 (9 人)	11/4~ 1/28	20 人 (見込)

② シルバーボランティア推進事業

登録者数

R 元年度末 登録者数	R2. 11 末新規登 録	登録取下	再登録	登録累計
290 人	27 人	18 人	1 人	300 人

次年度から市内のボランティア事業を一本化した「ボランティアポイント制度」に吸収させる方向で検討中

③ 健康長寿地域拠点づくり事業

ア 開設数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2. 12 末
拠点数 (累計)	5	26	54	80	94	97
登録者数 (累計)	103	518	1129	1593	1,924	1,759

- R2 年度開設拠点 6/24 東庄内 9/10 吹上 12/3 宇高 B (宇高から分離)
1/14 横水 (開設予定・20 人)
- 1/13 現在新型コロナウイルス感染予防のため 4 拠点休止中
- 1/18~1/22 市役所ロビー展览展示予定

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

PPK体操バージョンアップ（介護予防目的別プログラム）

- 12/6 DVD収録終了、編集中。ガイドライン作成中。

⑤ 生活改善個別指導事業

- 12月末 終了7人、指導中9人（うち2人一般介護予防事業） 中断0人

2 包括的支援事業

（1）総合相談支援事業

- ・高齢者の火事、独居での安否確認などの対応が増えている。

（2）権利擁護事業

- ・11/9 法テラス勉強会実施、次回1/25開催
- ・11/25 成年後見制度利用促進及び中核機関設立に向けた勉強会 次回2/1予定
講師 えひめ権利擁護センター新居浜 山本 豪 氏

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 地域ケア会議

ア 事例検討型

- 随時開催 12月末5例

イ ケアマネジメント支援型

- 月1回定例実施 1回2事例 12月末17事例
- 栄養士会・包括による「バランスの良い食事のすすめ」作成。
「こつこつ家事のすすめ」と併せて包括内ケアマネ試用中。試用後アンケートにより修正を加えて完成予定。

② 地域ケア推進会議

- 2/15月開催予定
テーマ 新たな地域課題について協議

③ 介護支援専門員資質向上

ア 介護支援専門員連絡協議会

- 会長、副会長、圏域世話人等退職により退任。役員の手がいない等の問題有。
- 今後の活動のあり方について役員会にて検討中。検討資料とするため、会員に協議会のあり方について意向調査を実施予定。

イ 愛媛県介護支援専門員地域リーダー養成研修

- 12/16 介護支援専門員研修会「防災ツールの活用について（仮）」はコロナのため中止。
- 1/13 1グループ（西条市・新居浜市・四国中央市）意見交換会開催（リモート会議）

(4) 認知症総合支援事業

① 認知症初期集中支援事業

チーム員会議

11/5 第4回書面開催 (担当医：十全ユリノキ病院)

② 認知症サポーター養成講座 (～12/31)

令和元年度 25 か所開催 1,239 人受講

令和2年度 27 か所開催 1,302 人受講

③ 地域ケア向上推進事業

オレンジカフェ：8 か所 (現在7 か所再開)

11/1 (日) 第3回認知症講演会開催 138 人

リーフレット作成、配布

④ オレンジネットワーク

- ・ 配信状況 (初回H28.7.21)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (～12/31)	合計
市内件数	6	4	11	9	3	33
市内回数	11	8	22	17	6	64
市外件数	6	2	6	22	28	64
市外回数	5	3	7	16	38	69

- ・ 見守り登録者 令和2年度 (～12/31) 新規10人、累計127人

- ・ 見守り協力機関 令和2年度 (～12/31) 累計171機関

⑤ 地域SOSネットワーク

ア すみの見守り・SOSネットワーク

- 協議会：第6回12/19実施。今年度の取り組み、老人クラブ連合会の活動と協働して取り組む内容として、第2回「お話と寸劇による認知症の勉強会」(11/25)実施。次回1/13開催予定。
- 3月捜索模擬訓練を開催予定。
- ふれあいサロン：12/25

イ 泉川見守り・SOSネットワーク

- 協議会：第5回(11/20)実施。
- 認知症講演会「地域で支える認知症」～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～森川隆氏 11/5開催。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

- ① 在宅医療・介護連携推進協議会：今後の運営方法について検討予定。

- ② 広報啓発部会：第2回 11/19 開催
- ③ 連携研修部会：未実施
- ④ 在宅緩和ケア事業：12/2 多職種によるリモートでの症例検討会中止。
多職種事例検討会・在宅緩和ケア推進運営委員会の定期開催予定。
新居浜市の実状にあった体制を検討中。
- ⑤ 12/18 西条市とのリモートでの意見交換会
- ⑥ 3/14 住友別子病院、保健センターと合同イベント開催予定（あかがねミュージアム）
エンディングノートの配布やACPについての普及啓発を検討中

(6) 生活支援体制整備事業

- ① 健康長寿コーディネーター活動
 - コーディネーター会；毎月2回定例開催
 - 地区診断ワークシート作成中
 - コーディネーター通信わくわく 秋冬号作成中
 - わくわくマップ「校區別」「分類別」作成検討中
 - 第2層協議体・地域ケアネットワーク推進協議会の調整及び参加
 - 健康長寿地域拠点支援；交流会（校区・全体）開催企画中

- ② 第2層協議体・地域ケアネットワーク推進協議会
アンケート調査結果を受けて、今後のケアネットのあり方について各校区のコアメンバーと協議開催

協議日	校区	決定事項
9/1	大生院校区	見守り推進員の任意の情報交換会とする
9/7	中萩校区	現ケアネットは解消。
9/15	惣開校区	情報提供の場として開催する（年2回）
9/23	多喜浜校区	コアメンバー会で方針決定しケアネットを継続開催する
10/7	船木校区	現ケアネットは学習会とし、既存の会にランチ・包括参加
10/8	若宮校区	現ケアネットは解消。見守りの会にランチ・包括参加
11/20	泉川校区	活動休止とする

- 協議中の校区 金子、垣生、金栄、宮西、浮島、新居浜
- 未協議の校区 高津、神郷、角野
- 対象外の校区 大島、別子山

令和2年度 行事・活動実績

資料 5

10月		業務
1	木	認知症サポーター養成講座 元気もりもり教室（川東 高津公民館）初回
2	金	医療・介護連携係会
3	土	桜木西敬老会健康教育（フレイル）
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	認知症サポーター養成講座 初期集中支援チーム係会
9	金	介護予防係会 認知症サポーター養成講座 別子ケアネット
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	相談支援係会 権利擁護係会 元気もりもり教室（川西）終了時評価会議
14	水	すみの見守り・SOSネットワーク協議会
15	木	相談支援係会
16	金	権利擁護係会
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	泉川見守り・SOSネットワーク協議会 地域ケア学習会
21	水	認知症サポーター養成講座 決算特別委員会 連携・研修部会
22	木	元気もりもり教室（上部東）最終回
23	金	認知症サポーター養成講座
24	土	
25	日	
26	月	大島ケアネット 第1回成年後見制度利用促進勉強会 介護相談員交流会
27	火	
28	水	地域ケア会議
29	木	
30	金	ケアマネジメント係会 認知症サポーター養成講座
31	土	

11月		業務
1	日	
2	月	PPK初期支援最終回（旭）
3	火	
4	水	PPK初期支援最終回（黒島） 在宅緩和ケア運営委員会
5	木	認知症講演会（泉川公民館）
6	金	医療・介護連携係会
7	土	
8	日	
9	月	認知症サポーター養成講座 法テラス勉強会 元気もりもり教室（上部東）終了時評価会議 認知症サポーター養成講座
10	火	PPK初期支援最終回（宇高） 権利擁護係会
11	水	角野見守り・SOSネットワーク協議会
12	木	認知症サポーター養成講座 課題検討会
13	金	認知症サポーター養成講座 介護予防係会 別子ケアネット 認知症セミナー
14	土	
15	日	
16	月	PPK初期支援最終回（みどりヶ丘） 相談支援係会
17	火	PPK初期支援最終回（池田） 地域ケア学習会 ランチ連絡会 介護支援専門員連絡協議会役員会
18	水	地域リーダー養成研修
19	木	PPK体験会（横水自治会館） 相談支援係会
20	金	認知症サポーター養成講座 PPK初期支援最終回（国領）
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	PPK初期支援最終回（落神） 大島ケアネット 地域ケア会議
27	金	ケアマネジメント係会 認知症サポーター養成講座
28	土	
29	日	
30	月	

12月		業務
1	火	初期集中支援チーム係会
2	水	
3	木	
4	金	認知症サポーター養成講座 医療・介護連携係会
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	相談支援係会 権利擁護係会
9	水	すみの見守り・SOSネットワーク協議会 課題検討会
10	木	
11	金	介護予防係会 認知症サポーター養成講座 別子ケアネット
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	地域ケア学習会 ランチ連絡会
16	水	
17	木	シェイクアウト訓練 金栄ケアネット
18	金	地域ケア推進会議 認知症サポーター養成講座
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	地域ケア会議
24	木	PPK初期支援最終回（高祖） ケアマネジメント係会
25	金	PPK初期支援最終回（種子川） 医療・介護連携係会
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	